

別表六の二(二十二)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		・	・	法人名	( )
雇 用 者 給 与 等 支 給 額 増 加 割 合 の 計 算	雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「1」の合計)	1	円	法 人 税 額 の 特 例 控 除 の 計 算	中 控 小 除 限 度 額 (4) ≥ 2.5% の 場 合 に お い て、(8) ≥ 10% 若 し く は (5) = (7) > 0 の と き 又 は 経 営 力 向 上 要 件 を 満 た す と き $(11) \times \frac{25}{100}$ 同 上 以 外 の 場 合 $(11) \times \frac{15}{100}$ ((4) < 0.015 の 場 合 は 0) 中 小 連 結 法 人 税 額 控 除 限 度 額 (12) 又 は (13)
	比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「18」の合計)	2			
	雇 用 者 給 与 等 支 給 額 増 加 額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3			
	雇 用 者 給 与 等 支 給 額 増 加 割 合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の 場 合 は 0)	4			
教 育 訓 練 費 増 加 割 合 の 計 算	教 育 訓 練 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の(20)の合計)	5	円	特 例 控 除 額 の 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((14) と (16) の う ち 少 な い 金 額) 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の②) 法 人 税 額 の 特 例 控 除 額 (17) - (18)
	比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の(20)の合計)	6			
各 連 結 法 人 の 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算		8		除 算	
控 除 対 象 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 増 加 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「4」の合計)		9	円	の	
個 別 給 与 控 除 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「32」の合計)		10		計	
差 引 控 除 対 象 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 増 加 額 の 合 計 額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)		11		算	
教 育 訓 練 費 の 額		20	円		
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	教 育 訓 練 費 の 額			$\frac{\text{適 用 年 度 の 月 数}}{(21) \text{ の 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 の 月 数}}$	改 定 教 育 訓 練 費 の 額 (22) × (23)
21	22			23	24
調 整 対 象 年 度	・	円		—	円
	・			—	
計					
比 較 教 育 訓 練 費 の 額		25			
				$(24 \text{ の 計 }) \div (\text{調 整 対 象 年 度 数})$	

**「19」欄**  
 中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特例控除を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第2項」  
 ② 「区分番号」欄：「10643」  
 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

別表六の二(二十二) 令四・四・一以後終了連結事業年度分